

I かすがい男女共同参画プラン(改定版)の実施状況(概要)

目標 I 男女共同参画社会に向けての意識改革

男女共同参画社会の実現を阻む大きな要因は、人々の意識の中に長い時間をかけて形成された性別に基づく固定的な役割分担意識です。この意識は時代とともに変わってきてはいますが、根強く残っているのが現状です。

男性も女性もお互いを尊重し合いながらのびのびといくことができる男女共同参画社会を形成するため、ジェンダー（社会的性別）に敏感な感受性を育て、その視点から生活のあらゆる場面を見直していく必要があります。

課題 1 男女平等を確立するための意識づくり

1-1 男女共同参画情報紙「はるか」の発行（男女共同参画課）

- ・ A 4 版 4 ページ 2 色刷り 5,000 部 年 3 回発行
- 配布先：情報コーナー始め公共施設等 31 ヶ所
- ※配布先の拡大（公私立保育園全年長児保護者）

2-1 男女共同参画推進月間の周知（男女共同参画課）

- ・ 男女共同参画特集(広報春日井 11 月 1 日号・15 日号)
- ・ 啓発パネルの展示

2-2 男女共同参画フォーラムの開催（男女共同参画課）

- ・ 第 10 回かすがい男女共同参画市民フォーラム
- 実施日 11 月 5 日(土)
- テーマ 「心のバリアフリー～ワーク・ライフ・バランスの実現～」

3-1 職員研修の実施（人事課、男女共同参画課）

- ・ 新規採用職員、第 3 級職員前期、新任課長補佐職、新任主査職

4-1 啓発資料の作成・提供（男女共同参画課）

- ・ ジェンダーかるた貸出等
- ・ ジェンダー紙芝居貸出等

4-2 ジェンダーに関する講座の開催（男女共同参画課）

- ・男女共同参画セミナー

出前講座 3 回

セミナー 9 講座

子供向け 1 回

7-1 男女共同参画意識調査の実施（男女共同参画課）

- ・男女共同参画審議会（5 回開催）での（新）かすがい男女共同参画プラン（案）等資料について、ホームページでの情報提供
- ・（新）かすがい男女共同参画プラン（案）について市民意見募集（パブリックコメント）実施（12 月 11 日～平成 24 年 1 月 4 日）
- ・計画本編及び概要版を作成・配布

8-2 ホームページによる情報の収集・提供（男女共同参画課）

- ・かすがい男女共同参画情報紙「はるか」
- ・女性の登用状況、ジェンダー紙芝居・かるたの作品紹介と貸出について、実施状況報告書（平成 22 年・23 年）、審議会議事要旨、その他講座のお知らせ等

課題 2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

9-1 家庭教育に関する講座の開催（男女共同参画課（青少年女性センター））

- ・ジェンダーに関する講座の開催
- ・男性の料理教室

12-2 教職員への研修の実施（学校教育課、男女共同参画課）

- ・初任者研修における社会体験型研修（保育園研修の実施）
- ・市非常勤講師に対する研修
- ・教頭に対する研修
- ・市内小中学校 2 年経験教諭に対する研修

目標Ⅱ 意思決定過程への女性の参画

政策・方針決定過程に女性が参画し、その意見を反映させることは、さまざまな視点や価値観をその施策や組織運営に取り入れることができ、互いの人権を尊重し男女が共同参画できる社会システムづくりにつながります。しかし、意思決定過程に参画している女性の割合は低いのが現状です。

女性も社会の担い手として自立した個人としての意識を持ち、その能力をより高める必要があります。そしてさまざまな活動における意思決定の場や政策・方針決定の場に参画し、その力を十分発揮していくことが大切です。

このため、女性の学習機会やリーダー育成の取り組みをさらに充実していくとともに、さまざまな分野で活躍する女性のネットワークづくりなどを支援していきます。

課題１ 政策・方針決定過程への女性の参画

18-1 審議会委員への女性委員登用推進（全課）

- ・各種審議会等における女性の登用状況（H24. 4. 1 現在）

法令・条例に基づく審議会等の数	28
女性委員ゼロ審議会等の数	2
総委員数(人)	368
女性委員数(人)	83
女性登用率	22. 6%

18-2 女性委員登用促進要綱の作成（男女共同参画課）

- ・「女性委員登用促進要綱」に基づく、審議会等への委員の事前協議
事前協議件数 21 件

21-1 社会活動団体などでの女性登用促進（市民活動推進課）

- ・区・町内会・自治会の女性登用の現状を把握

区・町内会・自治会長	565 名（44 名）	7. 8%
春日井市コミュニティ推進連絡協議会	28 名（ 4 名）	14. 2%
春日井市区長町内会連合会	28 名（ 0 名）	0%

※（ ）内は女性委員

24-1 管理職研修の実施（人事課）

- ・第4部新任課長職研修

課題2 女性のエンパワーメントの支援

27-1 職員研修の充実（人事課、男女共同参画課）

実務能力の向上を図るため、女性職員を各種研修に派遣

30-1 女性団体の相互交流への支援

（生涯学習課、男女共同参画課（青少年女性センター））

- ・愛知県男女共同参画人材育成セミナーへ参加
- ・レディヤン祭の開催
- ・女性教育指導者研修会参加

目標Ⅲ 家庭生活における男女共同参画の促進

価値観の変化により、男女のライフスタイルも多様化し、家庭生活においても、これまでの役割分担意識にとらわれず男女が対等なパートナーとして互いを尊重し合い、協力していくことが必要となっています。

このため、男女が共に家庭責任と職業上の責任をバランスよく担えるよう、企業におけるワーク・ライフ・バランス体制の促進も求められています。

育児・介護においても負担が女性に偏らないよう市の支援施策の充実はもちろんのこと、社会全体で支える環境づくりを進める必要があります。

課題１ 男女が家庭責任を担える人づくり・環境づくり

35-1 男性の家事に関する講座の開催（男女共同参画課（青少年女性センター）、東部市民センター、西部ふれあいセンター、知多公民館、高蔵寺ふれあいセンター）

- ・家事・育児・介護など男性の家庭生活への参加を促進する講座を開催
- ・男性の料理教室 始め 6 講座

37-1 ファミリー・フレンドリー企業の紹介（男女共同参画課、経済振興課）

- ・ファミリー・フレンドリー企業登録社数 12 社

課題２ 子育てしやすい社会環境の整備

39-2 一時保育、延長保育、病児保育の充実（保育課）

- ・一時保育の実施 延べ利用児童数 7,024 名
- ・延長保育の実施 延べ利用児童数 3,730 名
- ・特定保育の実施 延べ利用児童数 84 名
- ・病後児保育の実施 延べ利用児童数 747 名

42-1 育児相談の充実（子ども政策課、子育て子育て総合支援館、保育課）

- ・児童センター 毎週水曜日電話相談実施 延べ 22 件
- ・春日井っ子みらいネット すくすくメール相談 延べ 13 件
- ・育児相談（電話・面接） 火～日曜日午前 9 時～午後 7 時
161 件（電話 110 件、面接 51 件）
- ・公私立保育園全園 月～金曜日午前 9 時～午後 7 時 446 件

課題3 介護を支える社会環境の整備

45-4 地域密着型介護サービス事業所の整備推進

- ・地域密着型サービス事業所指定状況

(市内分、平成23年4月1日現在)

小規模多機能型居宅介護	4事業所
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	14事業所
認知症対応型通所介護	9事業所
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 （定員29人以下の小規模な特別養護老人ホーム）	4事業所
夜間対応型訪問介護	2事業所

目標Ⅳ 地域における男女共同参画の促進

地域社会において男女共同参画が定着するには、地域におけるさまざまな課題に性別や年齢にかかわらず市民が主体的に取り組み、一人ひとりのもてる力を生かし合うことが大切です。

高齢化が進展し、ライフスタイルが多様化する中にあって、暮らしやすい地域づくりを進めていくには、性別や職業をもつもたないにかかわらず、地域への参加が求められます。

あらゆる人々が地域の中で自立した生活を送り、意欲と能力に応じて社会に参画していくことができるよう、住み慣れた地域における積極的な支援と環境整備が必要です。

安全・安心なまちづくりとして、市民・事業者・行政が連携した様々な防犯・防災活動を今後も一層の充実を図っていくことが求められています。

課題１ 男女が共に地域活動・社会活動に参加しやすい環境づくり

55-1 人材養成講座の開催（市民活動支援センター）

- ・市民活動デビュー講座の開催

56-1 区、町内会やコミュニティ推進地区への支援（市民活動推進課）

- ・地域活動の助成金
区・町内会・自治会（加入1世帯あたり）
コミュニティ推進地区（1地区あたり）
- ・防犯灯設置及び電気料に対する補助

58-1 ボランティア活動への支援（市民活動支援センター）

- ・「相談」「作業」「交流」「情報」「育成」の機能で市民活動支援
利用者数 21,336名

課題２ あらゆる人の地域社会への参画支援

65-1 障がい者生活支援相談の充実（障がい福祉課）

- ・障がい者生活支援センター（4か所）
- ・地域自立支援協議会 3回開催

課題３ 新たな取組を必要とする分野への男女共同参画の推進

68-2 災害時要援護者への支援（市民安全課、高齢福祉課）

- ・災害時要援護者避難支援の登録
- ・安否確認リスト登載
- ・外国人向け地震講習会の実施

目標Ⅴ 就業における男女共同参画の推進

男女が不当な差別を受けたり権利を侵害されることのないよう、男女雇用機会均等法をはじめ、パートタイム労働法など各労働法規の周知を継続し、雇用環境の整備を進めること、また、それぞれのライフスタイルに合った多様な働き方を選択でき、就労機会が確保されるよう、情報の提供が必要です。

また、いったん仕事を辞めた女性労働者の中には、条件が合えば再就職をしたいと考えている人も多く再就職、起業ができずにいるケースも少なくありません。こうした女性の就業・再就職・起業についての総合的な支援策を進めていく必要があります。

課題１ 雇用環境の整備と就労機会確保の促進

74-1 労働に関する各種相談体制の充実

(男女共同参画課（青少年女性センター）、市民活動推進課（市民生活課）、子ども政策課）

・女性の悩み相談の内	10 件
・女性のための法律相談の内	2 件
・若年者就職相談	10 件
・労働相談	23 件
・母子自立相談	1,369 件
・内職相談	618 件
・母子就業相談	12 件

課題２ 男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり

76-1 育児休業取得促進の啓発（経済振興課）

- ・「改正育児・介護休業法が全面施行されます!!」ポスター掲示及びがHPにて関連機関紹介

課題３ 女性のチャレンジ支援

84-2 新企業育成融資の利子助成（経済振興課）

- ・創業支援利子補給補助金 58 件

86-4 研修会等派遣への助成（企業活動支援課）

- ・助成件数 91 件
- 受 講 者 148 名

目標Ⅵ 人権が尊重される社会の実現

男女共同参画社会の実現には、男女が対等の立場において互いの性と人権を尊重しあうことが不可欠です。しかし現実には、女性に対する人権侵害が深刻な問題となっています。

家庭、地域、学校などあらゆる分野で、女性に対する暴力の予防と根絶の取組を強化する必要があること示しています。

また、性と生殖に関して健康であることの重要性について、発達段階に応じて男女共に正確な知識を持つとともに、自分自身を大切にし、相手の心身の健康についても配慮できることが重要で、学校などにおける適切な性に関する教育が必要です。

情報化が進む中であって、メディアによってもたらされる情報が社会に与える影響はさらに増大するものと予想されます。インターネットをはじめ様々なメディアが社会や生活に与える影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できるようメディアリテラシーを養成する必要もあります。

課題1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

※ 春日井市DV対策基本計画実施状況報告書 参照

課題2 女性の性の尊重と生涯にわたる健康保持の環境づくり

91-1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの周知（男女共同参画課・学校教育課）

・情報紙「はるか」Vol. 31（2012.3 発行）にて特集

96-1 健康づくり講座などの開催（健康増進課）

・市民健康づくり講座 5 講座

・食生活改善事業 4 事業

・食育のすすめ教室

・健康体操教育

・こどもの健康教室

・食育体験教室

課題3 メディアにおける男女の人権の尊重

100-1 ガイドラインの作成（男女共同参画課）

・内閣府男女共同参画局作成の「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」の活用促進

・「男女共同参画職員研修マニュアル」の活用促進

Ⅱ 春日井市DV対策基本計画推進の実施状況（概要）

基本課題１ DVに対する理解を深めるための啓発・教育の充実

DVは単に家庭内の問題、夫婦間の問題として見過ごされたり、身体に対する暴力のみならず、精神的、性的、経済的暴力も含まれるということが知られていなかったりと十分な理解が得られていない状況にあります。

DVを受けながら、DVと気づかない被害者や相談をすることをためらう被害者も多く、今後は、DVに対する正しい理解が得られるよう、更なる啓発を行っていく必要があります。

①市民への広報・啓発の充実（男女共同参画課）

- ・DVセミナー 13回開催

②若い世代への教育の充実（男女共同参画課）

- ・デートDVセミナー 2回開催

基本課題２ 安心して相談できる体制づくり

市では、男女共同参画課にDV相談窓口を設置し、専門の相談員2名による電話・面接相談のほか、24時間いつでも相談できるオンライン相談を行っています。またDV問題を含む、女性が抱える様々な問題、悩みについては、青少年女性センター（レディヤンかすがい）において「女性の悩み相談」「女性のための法律相談」を行っています。

これらの相談窓口については、広報春日井やホームページ等で周知を図っていますが、平成22年度に実施した市民意識調査において、「誰に相談してよいのかわからなかったから」と答えた人の割合も多く、より一層DVについての啓発や相談機関の周知を図っていくことが重要です。

①相談体制の充実（男女共同参画課（青少年女性センター））

- ・DV相談実施
(電話・面接)
月～金曜日 9時～正午 13時～17時
(夜間電話相談)
第1～4水曜日 18時～20時
(オンラインDVほっと相談)
インターネットの掲示板を利用した24時間相談

- ・女性の悩み相談
火～金曜日 13時～16時30分
(第2・4火曜日は10時～正午も実施)
- ・女性のための法律相談
第1～4土曜日 10時～正午

②被害者に対する適切な情報提供、対応の実施

(男女共同参画課、保育課、学校教育課)

- ・教職員対象DVセミナーの実施
- ・保育士研修でのDVセミナーの実施

③相談者の安全確保と保護体制の整備 (男女共同参画課、子ども政策課)

- ・DV対策関係機関連絡会議の開催

基本課題3 被害者の自立支援の充実

被害者の自立支援は行政の各分野にまたがるため、各制度や施策が円滑に適用されよう、関係部署との連携を更に密にするとともに、適切に対応ができよう制度の周知と活用を図ることが重要です。

被害者が自立して生活するにあたっては、住宅の確保を始め生活費の確保、就業機会の確保等現実的で様々な問題が重くのしかかってきます。生活環境が変わることへの不安や加害者に対する不安などを抱え、精神的にも不安定になりますので、精神的なケアも必要となります。

更にDVのある家庭に育った子どもは、ストレスを感じたり、心に大きな傷を追うこともありますので、子どもへの精神的な支援も必要になります。

①子どもへの支援 (男女共同参画課、保育課、学校教育課)

- ・スクールカウンセラー、教職員、保育士等による子どもの心理的ケアの実施
- ・教職員に対するDVセミナーの開催
- ・保育士研修

基本課題4 推進体制の確立

市では、春日井市DV対策連絡会議の開催などを通じて関係部署と連携し、被害者支援に当たっていますが、更にスムーズな支援ができるよう、情報の提供など機能の充実を図るとともに、それぞれの部署においても支援体制の整備を行うことが重要です。

支援に際しては、それぞれの窓口で対応する職員一人ひとりがDVの特性を十分理解したうえで、被害者のおかれた立場に配慮して職務を行うことが必要ですが、理解不足から更なる被害（二次被害）が生じることがあります。そのため、被害者の人権を尊重し、その安全を確保し、秘密の保持に十分配慮できるよう、二次被害防止のための研修をすすめていく必要があります。

また、被害者一人ひとりのニーズに対応していくためには、市だけでは限界があるため、民間団体や関係機関と連携し、効果的な施策の実施を図っていくことが必要です。

①職員等に対する研修の充実（男女共同参画課）

- ・ 関係窓口担当者研修の実施
- ・ 相談員研修の実施

②庁内の連携体制の整備（男女共同参画課、関係各課）

- ・ DV相談共通シートの作成
- ・ 対応マニュアルの作成、見直し

③関係機関・民間団体等との協力・連携（男女共同参画課）

- ・ 春日井市DV対策関係機関連絡会議実務者会議の開催

数 値 目 標 一 覧 表

※ 目標年度は平成23年度

目 標	項 目 名	目 標 値							備 考
		プラン策定時 (平成19年度)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	現状値 (平成24年4月1日現在)	目標値 (平成23年度)	
目標Ⅰ 男女共同参画社会への意識改革	「はるか」を知っている一般市民の割合	13.1% (市民意識調査2006)	—	—	—	7.6% (市民意識調査2010)	—	20.0%	2010.9意識調査実施
	春日井市男女共同参画推進条例を知っている一般市民の割合	6.1% (市民意識調査2006)	—	—	—	4.6% (市民意識調査2010)	—	20.0%	同上
	「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の一般市民の割合	51.1% (市民意識調査2006)	—	—	—	49.0% (市民意識調査2010)	—	70.0%	同上
	社会通念・慣習・しきたりにおいて男女平等であると感じている市民の割合	11.1% (市民意識調査2006)	—	—	—	13.0% (市民意識調査2010)	—	20.0%	同上
	小中学校における男女混合名簿の導入率	小) 82.0% 中) 46.6%	小) 92.3% 中) 86.7%	小) 100.0% 中) 100.0%	小) 100.0% 中) 100.0%	小) 100.0% 中) 100.0%	小) 100.0% 中) 100.0%	小) 100.0% 中) 100.0%	
目標Ⅱ 意思決定過程への女性の参画	審議会等への女性の登用率	24.2%	24.6%	24.1%	23.6%	22.1%	22.6%	30.0%	
	市の管理職に占める女性の割合(一般行政職)	4.6%	4.9%	4.6%	4.0%	4.1%	3.9%	10.0%	
	町内会・自治会長の女性の割合	8.3% (H18年度末)	7.9% (H19年度末)	7.3% (H20年度末)	8.2% (H21年度末)	9.0% (H22年度末)	7.8% (H23年度末)	10.0%	
	小中学校のPTA会長の女性の割合	13.0%	13% (H19年度末)	18.5% (H20年度末)	9.3% (H21年度末)	14.8% (H22年度末)	13.0% (H23年度末)	18.5%	
	女性委員のいない審議会等の数	7	2	1	3	3	2	0	
目標Ⅲ 家庭における参画の推進 男女共	家事等を夫婦とも同じくらい行っている一般市民の割合	家事) 11.2% 育児) 36.3% 介護) 16.0% (市民意識調査2006)	—	—	—	家事) 12.3% 育児) 37.6% 介護) 26.4% (市民意識調査2010)	—	家事) 20.0% 育児) 50.0% 介護) 25.5%	2010.9意識調査実施
	家庭生活において男女平等であると感じている一般市民の割合	27.1% (市民意識調査2006)	—	—	—	32.9% (市民意識調査2010)	—	35.0%	同上
	放課後なかよし教室の実施率	41.0%	74.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	小学校区における子どもの居場所設置率(子どもの家及び民間児童クラブ)	69.2%	74.4%	79.5%	87.2%	87.2%	87.2%	84.6%	
	何らかの地域活動に参加したことのある男性の割合	50.7% (市民意識調査2006)	—	—	—	48.2% (市民意識調査2010)	—	65.0%	2010.9意識調査実施
目標Ⅳ 地域における参画の促進 男女共	安全・安心まちづくりポニターの登録者数および男女比率	合計 273人 男性) 70.3% 女性) 29.7%	合計 301人 男性) 70.0% 女性) 30.0%	合計 311人 男性) 71.7% 女性) 28.3%	合計 321人 男性) 72.3% 女性) 27.7%	合計 336人 男性) 73.2% 女性) 26.8%	合計 350人 男性) 73.1% 女性) 26.9%	合計 340人 および男女比率の均衡	
	「地域のおじさん・おばさん」の活動参加者の男女別人数	合計 463人 男性) 42.8% 女性) 57.2%	合計 594人 男性) 41.8% 女性) 58.2%	合計 651人 男性) 41.6% 女性) 58.4%	合計 689人 男性) 41.5% 女性) 58.5%	合計 683人 男性) 42.8% 女性) 57.2%	合計 675人 男性) 44.6% 女性) 55.4%	合計 615人 および男女比率の均衡	
目標Ⅴ 就業における参画の推進 男女共	ファミリーフレンドリー企業に登録している市内事業所数	2	5	9	11	12	17	10	
	男女雇用機会均等法の内容等を知っている一般市民の割合 ※	68.6% (市民意識調査2006)	—	—	—	89.8% (市民意識調査2010)	—	80%	2010.9意識調査実施
	職場において男女平等であると感じている一般市民の割合	16.1% (市民意識調査2006)	—	—	—	19.4% (市民意識調査2010)	—	20%	同上
	職場で育児休業が取りやすいと感じている人の割合	3.5% (新長期ビジョン指標アンケート2007)	—	—	—	—	—	14.1% (H24年度)	同上
目標Ⅵ 人権が尊重される社会の実現	配偶者等から何らかの暴力を受けたことのある女性の割合	22.4% (市民意識調査2006)	—	—	—	21.9% (市民意識調査2010)	—	20.0%	同上
	DV相談の窓口を知っている一般市民の割合	—	—	—	—	25.7% (市民意識調査2010)	—	30.0%	同上
	乳がん、子宮がんの検診受診率	乳がん) 19.8% 子宮がん) 17.2% (H18年度)	乳がん) 25.9% 子宮がん) 17.6% (H19年度)	乳がん) 21.5% 子宮がん) 17.4% (H20年度)	乳がん) 26.2% 子宮がん) 21.9% (H21年度)	乳がん) 27.1% 子宮がん) 27.2% (H22年度)	乳がん) 27.2% 子宮がん) 25.8% (H23年度)	乳がん) 30.0% 子宮がん) 30.0%	

※ 2006年 調査 … 知っている(68.6%) + 聞いたことはある(22.2%) = 90.8%
2010年 調査 … 知っている(聞いたことがあるを含む) 89.8%